

新市建設計画変更（案）

～ 意見募集（パブリックコメント）のお知らせ ～

新市建設計画は、新市のまちづくりの将来ビジョンを示すものとして、合併前の平成17年3月に八代地域市町村合併協議会が策定した計画であり、同計画に基づいて行う事業に対する財源として、旧合併特例事業債※（以下「合併特例債」）を活用することができるようになっていきます。

合併特例債は、平成24年6月に改正された東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律により、起債発行期間が5年間延長されたことから、本市では合併特例債を有効に活用するため、平成27年3月に新市建設計画の計画期間を平成32年度（令和2年度）末まで5年間延長しました。

その後、平成28年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や全国的な建設需要の増大などにより、合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が出ている状況を踏まえ、平成30年4月に再度法改正が行われ、合併特例債の起債発行期間をさらに5年間延長することが可能となりました。

このようなことから、合併特例債が活用できる期間を最大限確保するとともに、今後も総合的に市の均衡ある発展を推進するため、第2次八代市総合計画との整合性を保ちながら、計画期間の延長を中心とした変更を行うものです。

このたび、新市建設計画の変更（案）がまとまりましたので、市民の皆様から広くご意見をいただきたく、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

※『旧合併特例事業債』は、市町村建設計画に基づいて行われる事業や基金の積み立てに要する経費について、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の95%に充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

I 新市建設計画の変更について

1 変更の範囲

新市建設計画は、合併前である平成17年3月に八代地域市町村合併協議会で策定され、その後、八代市へ引き継がれた計画となっています。そのため、合併時に定めた計画の趣旨や内容を尊重することを基本にする必要があります。よって、今回の変更の範囲は『計画期間の延長』や『主要指標等の見直し』といった必要最低限の部分とし、加えて、『社会経済情勢の変化に対応するための取組の追加』を行うものとしします。

2 主な変更内容

(1) 計画期間の延長（現行計画の計画期間：平成17年度～令和2年度）

平成17年度（2005年度）から令和7年度（2025年度） ※5年間延長

(2) 主要指標等の見直し

将来人口や世帯数などの主要指標及び将来目標や新市財政計画について、計画期間の延長に合わせて見直し

(3) 社会経済情勢の変化への対応

- ・災害に強く、多様なまちづくりを推進していくため、施策の大綱に掲げられた主要事業に、次の事業を追加

【追加した主要事業】国土強靱化の推進、坂本地域復旧・復興事業 など

- ・新市建設基本方針に『持続可能なまちづくりの推進』を追加

SDGsを見据えた計画の推進と、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う『新しい生活様式』の実践、及びSociety 5.0時代を見据えたDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について追記

Ⅱ 意見募集（パブリックコメント）について

1 募集期間

令和2年12月1日（火）～令和2年12月23日（水）

2 応募対象者

- (1) 市内に在住、在勤、在学の方
- (2) 市内に事務所、事業所を有する方、法人及びその他の団体

3 意見の提出方法

任意の様式に、住所、氏名（または団体名）、連絡先（電話番号など）を記入のうえ、郵送、FAX、電子メール、直接持参のいずれかの方法によりご提出ください。

※電話や口頭でのご意見等につきましては、パブリックコメントとして受け付けることができませんので、ご注意ください。

4 意見の提出先

- (1) 郵送または直接持参

〒869-4292 八代市鏡町内田453-1

鏡保健センター2F 企画政策課企画係 宛

- (2) FAX 0965-62-8425

- (3) 電子メール kikaku@city.yatsushiro.lg.jp

5 その他

- ・皆さまからお寄せいただいたご意見につきましては、ご意見に対する市の考え方を整理したうえで、後日、市のホームページに公表します（氏名等の個人情報は除きます）。
- ・個々のご意見に対し、直接回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。

6 問い合わせ先

八代市総務企画部企画政策課 企画係（TEL 0965-33-4104）